

新型コロナウイルス関連情報（5月22日）

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

◎当館は5月22日（金）から以下のとおり領事窓口時間を延長するとともに、予約制を導入いたしました。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

※5月25日（月）はメモリアル・デーのため休館となりますのでご注意ください。

2 受付時間

09:30-13:00

（ビザ（査証）申請受付：12:00-13:00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486

注：本22日（金）より4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付について午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【当館所在ビルへの入館に際してのご注意（マスク等の着用）】

当館が所在するビルでは、入館者に対してビル内公共スペースにおいてマスクの着用を求めています。このため当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ（5月22日）

- 昨5月21日の総入院者数は4844人と3月24日以来初めて5000人を下回り(39日連続減少)、一日の入院者数(直近3日間平均)も225人と3日連続300人を下回った。また、同日の死者数は109人と11日連続200人を下回った。
- 再開について、ミッドハドソンとロングアイランドの2地域は、追跡要員の基準を確保できる見込みで、このペースで死者数が減少すれば来週にも再開可能となるであろう。両地域において建設が再開可能となることを見越して、事業主が建設現場へ機材や重機を持ちこむことを許可する。残るはNY市のみとなるが、NY市が提示した再開のための独自の指標と州の指標は対立しないものの、地域を再開するための最終的な決定権限を有するのは知事である。データに従って決定するので再開の判断に政治が入り込むことはない。
- ウイルス検査の体制について、州内52の薬局と連携して1週間に7000件の検査を行うパイロット・プログラムを立ち上げる。これにより、州内全域で750の検査場を有することになる。少しでも症状が出たら検査を受けてほしい(注)。

(注) 州内で受けられる検査に関する情報は以下のサイトでご確認になれます。

<https://coronavirus.health.ny.gov/find-test-site-near-you>

- 全米知事教会(NGA)と連携し、他の州が追跡要員の訓練カリキュラムを無料で入手できるようにする。
- 州内企業の90%は小企業であり、彼らは非常に苦しんでいることから、本5月22日、小企業を支援するために、各銀行と連携して1億ドル超規模の「New York Forward Loan Fund(NYFLF)」を立ち上げる。対象は従業員が20名以下で総収益が300万ドル未満のビジネスとする。

(注) 「New York Forward Loan Fund」に関する情報は以下のサイトでご確認になれます。

<https://esd.ny.gov/economic-recovery-covid-19-loans-small-businesses>

◎ (NY州) 経済社会活動再開に関する情報

- 州内10地域における7基準の充足状況(本5月22日19時時点)

<https://forward.ny.gov/regional-monitoring-dashboard>

*7基準全てを満たしている7地域

- (1) セントラルNY
- (2) フィンガーレイクス
- (3) モホークバレー
- (4) ノースカントリー
- (5) サザンティア
- (6) ウェスタンNY
- (7) キャピタルリージョン

*5つの基準を満たしている2地域

- (8) ミッドハドソン
- (9) ロングアイランド

*4つの基準を満たしている 1 地域

(10)NY 市

- 基準を全て満たした地域での再開に向けた事業別ガイドライン
<https://forward.ny.gov/industries-reopening-phase>
- 基準を満たしていない地域へ有効となっている NY State on PAUSE 政策
<https://coronavirus.health.ny.gov/new-york-state-pause>
- 上記情報の概要を当館 HP にも掲載しておりますので併せてご利用ください。
<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/states.html>

◎ (NY 市) デブラシオ市長のメッセージ (5月22日)

- NY 市は、再開に向けての週の指標に加えて次の指標を設けており、この指標全てをクリアした期間が2週間以上続いた場合に再開の次の段階に進むこととする (注)。
 - *一日あたりの入院者数が200人以下 (5月20日時点で76人)
 - *集中治療室 (ICU) の入院者数が375人以下 (同451人)
 - *ウイルス検査の陽性率が15%以下 (同11%)
- (注) 3つの指標の状況については以下のサイトでご確認いただけます。

<https://www1.nyc.gov/site/doh/covid/covid-19-goals.page>

- メモリアルデーの週末となるが、引き続き他者との距離を取ってほしい。今週末は市警察 (NYPD) を巡回のために30%増員するとともに、2300人の Social Distancing Ambassador が市内230の公園を巡回して、鼻と口を覆うものを配布する。
 - 現在実施している31マイルの市内道路の車両通行禁止・市民への開放について、明日23日から更に13マイルの道路を開放する (注)。これにより全米で最も長い距離の道路を開放している都市となった。他者と一定の距離を取りつつ利用してもらいたい。
- (注) 開放が始まっている公園及び付近の道路 (原則として午前8時から午後8時) は以下のサイトでご確認いただけます。

<https://www1.nyc.gov/html/dot/html/pedestrians/openstreets.shtml>

◎ (NJ 州) マーフィー知事のメッセージ (5月22日)

本22日、屋外でのアクティビティの人数制限に関する行政命令を発出する。概要は以下のとおり。

- 屋外での集まりの上限人数を10人から25人までに引き上げる。屋内の集まりは引き続き10人まで。
- 屋外のアクティビティである、チャーターボート・釣り用のボート、バッテリーセンター、ゴルフ練習場、その他レクリエーション事業における集団での行動の上限も10人から25人になる。
- 公立及び民間のキャンプ場の再開を許可する。

州 政 府 プ レ ス リ リ ー ス :
<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20200522d.shtml>

◎ (PA州) ウォルフ知事のメッセージ (5月22日)

- これまでの努力により、州内の感染は減少している。自宅待機を含めた州民の取組が多数の命を救っており、推計によれば、フィラデルフィア市だけで7千人以上の命を救い、6万8千人以上が入院せずに済んだ。州民の努力と忍耐に感謝。

- 新たな感染者数、入院患者数、人工呼吸器を使用している入院患者数のいずれもが減少していることを踏まえて、段階的な経済活動のプロセスを以下のとおり進めることにした。

- 5月29日(金)にYellowからGreenフェーズに移行

ブラッドフォード郡、キャメロン郡、クラリオン郡、クリアフィールド郡、クロウフォード郡、エルク郡、フォレスト郡、ジェファーソン郡、ローレンス郡、マッキー郡、モントゥアー郡、ポッター郡、スナイダー郡、サリバン郡、タイオガ郡、ベナンゴ郡、ウォーレン郡の17郡

- 5月29日(金)にRedからYellowフェーズに移行

ドーフィン郡、フランクリン郡、ハンティンドン郡、レバノン郡、ルザーン郡、モンロー郡、パイク郡、スクーカル郡の8郡

- 6月5日(金)にRedからYellowフェーズに移行

バークス郡、バックス郡、チェスター郡、デラウェア郡、ランカスター郡、ラッカワナ郡、リーハイ郡、モンゴメリー郡、ノーサンプトン郡、フィラデルフィア郡(フィラデルフィア市)の10郡

※Redフェーズとなっている残り全郡がYellowフェーズに移行

* 詳細については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-adds-eight-counties-to-yellow-and-17-to-green-on-may-29-remainder-to-yellow-on-june-5/>

- Greenフェーズに移行した場合でも、テレワークの可能な限りの継続、ソーシャル・ディスタンスの実施、マスクの着用、手洗いの励行などを行う必要がある。

* 経済活動再開のプロセスについての概要は以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/process-to-reopen-pennsylvania/>

- (レヴィンPA州保健省長官より) 今日現在の感染者数6万6,258名のうち57%が回復した。なお、感染者が回復したとの定義は、死亡の報告がなく、初めて陽性反応が出た日または症状が出た日から30日以上経過した場合であり、PA州の他にもこの定義を用いている州がある。また、この感染者数には推定例として、抗体検査で陽性となり、かつ症状があるか濃厚接触が確認された症例481例も含まれている。ただし、経済活動再開の判断にあたっては推定例を除いた確定例の症例数を用いている。

- 昨5月21日、5月15日に発表済みの州北東部・中部・西部の12郡(アダムズ郡、ピ

ーバー郡, カーボン郡, コロンビア郡, カンバーランド郡, ジュニアタ郡, ミフリン郡, ペリー郡, サスケハナ郡, ワイオミング郡, ウェイン郡, ヨーク郡) について本 2 2 日午前 0 時 1 分に経済活動再開のプロセス上の Red から Yellow フェーズに移行する旨の行政命令を发出した。

* 詳細については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/yellow-phase-orders-updated-to-include-12-additional-counties-moving-on-may-22/>

- 昨 5 月 2 1 日, 賃料・ローンの延滞による住宅等の立ち退きや差し押さえを 7 月 1 0 日 (金) まで制限することを規定した行政命令 (5 月 7 日发出, 同日の領事メールご参照) を修正する行政命令を发出した。修正の内容は, 立ち退き・差し押さえが制限されるのは, 賃料・ローンが支払われていない場合または借主が契約期間を超えて居住している場合に限られることを明確化するもので, それ以外の契約違反等による立ち退き・差し押さえまでは制限されない。

* 詳細については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-modifies-executive-order-on-foreclosure-and-eviction-suspensions/>

- 本 5 月 2 2 日, PA 州保健省は子供のサマープログラムに関する質問集 (FAQ) を公開した。FAQ は, 段階的な経済活動開催のプロセスにおいて実施可能なサマープログラムの例, 実施に当たっての遵守事項, キャンプ場等の公共施設の営業状況等について記載している。

* 詳細については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/wolf-administration-releases-summer-camp-and-recreation-guidance/>

(DE 州) カーニー知事のメッセージ (5 月 2 2 日)

・本日時点で感染者 8, 5 2 9 人, 死亡者 3 2 2 人, 総入院者数 2 2 1 人となっている。総入院者数はピーク時より 2 5 % 以上下がっており, 感染拡大が見られた Sussex 郡でも入院者数が減少傾向にある。これらは経済再開を更に進める判断材料となっている。

・本日からレストランの屋外席設置のための申請を開始している。屋外席を増やせば, 安全に顧客を呼べるので, ぜひ申請してほしい。

・本 2 2 日午後 5 時にビーチを開放する。ソーシャル・ディスタンス, マスク等の着用, 集団は 1 0 人以下とすることに気をつけてほしい。啓発のためビーチ・アンバサダーを派遣する。なお, 駐車場には 5 0 - 7 0 % の制限をかけている。

・(6 月 1 日の) 経済再開の第一段階開始にあたり, 検査の拡大, 感染者隔離体制の強化, 追跡要員の拡充につとめている。経済再開の第一段階に入ってから産業・ビジネス別の行動指針は, すでに示したとおりである。

・現時点で, 飲食店はテイクアウトとデリバリーによる営業, 小売業は予約制による営業,

ヘアサロン・理髪店は必要不可欠な業種従事者へのヘアケアのみの営業、建設業と製造業はこれまでも閉鎖されておらず今後も継続、ファーマーズ・マーケットは一定の条件下で再開、宗教施設は一定の条件下で活動可能、ビーチやプールも本日オープン、サーフ・フィッシングの規制を軽減、など、経済再開に向けて様々な措置がとられている。

・このように、我々は経済再開の段階に入りつつあるが、ウイルスが消滅したわけではない。新たな常態の下で、州民には引き続き賢く慎重に振る舞ってほしい。

・(ラテイ保健局長より) 本 22 日 17 時から、陽性者追跡要員の募集を始める。関心のある州民は、ぜひ州のウェブサイトから申請してほしい。 careers.norc.org/en-us/listing/
また、6 月 1 日から、介護施設の入居者及びスタッフ全員にコロナウイルス感染検査を受けることを義務づける。

・(シェル危機管理局長より) 検査を強化している。州のウェブサイトに検査イベント・カレンダーを作成したので、ぜひ日程を確認してほしい。
<https://coronavirus.delaware.gov/testing/>

◎ (プエルトリコ準州)

・昨 5 月 21 日、プエルトリコ政府は、5 月 26 日(火) からビーチ、レストラン、ヘアサロン、教会、ショッピングエリアなどを再開する意向であることを発表しました。映画館やスポーツジムは引き続き閉鎖されるほか、ショッピングモールは 6 月 8 日(月) に再開される予定です。なお、午後 7 時から午前 5 時までの外出禁止措置は 6 月 15 日(月) まで有効です。さらに、観光客は症状の有無に関わらず、到着後 14 日間の自己隔離や検温などが義務付けられます。

◎ ビジネス関連情報

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染者数等に関する情報】

5 月 22 日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 358, 154 名(356, 458 名)、死者数 23, 195 名(23, 083 名)

・感染者数内訳(主なエリア)

 ニューヨーク市：感染者数 196, 484 名(195, 675 名)、死者数 14, 962 名(14, 911 名)

 NY 市の内訳

 クイーンズ区： 60, 236 名(60, 025 名)

ブルックリン区：	53,639名	(53,385名)
ブロンクス区：	43,766名	(43,603名)
マンハッタン区：	25,672名	(25,522名)
スタテン島区：	13,171名	(13,140名)
ナッソー郡：	39,608名	(39,487名), 死者数
2,572名	(2,558名)	
サフォーク郡：	38,672名	(38,553名), 死者数
1,863名	(1,851名)	
ウエストチェスター郡：	32,767名	(32,673名), 死者数
1,444名	(1,438名)	
ロックランド郡：	12,905名	(12,877名), 死者数
450名	(448名)	
○ニュージャーシー州：感染者数 152,719名 (151,472名), 死者数		
10,985名 (10,843名)		
○ペンシルベニア州：感染者数 66,258名 (65,392名), 死者数		
4,984名 (4,869名)		
○デラウェア州：感染者数 8,529名 (8,386名), 死者数		
322名 (317名)		
○ウエストバージニア州：感染者数 1,616名 (1,593名), 死者数		
71名 (70名)		
○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 14,889名 (14,751名), 死者数		
1,195名 (1,180名)		
○プエルトリコ：感染者数 3,030名 (2,913名), 死者数		
126名 (126名)		
○バージン諸島：感染者数 69名 (69名), 死者数		
6名 (6名)		

【医療関係情報】

©CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは、完全予約制を導入し、付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また、一部の病院では電話診察，オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし，当地の医療事情については，日々状況が変化しますので，皆様ご自身で病院やクリニックのHPや直接電話するなどして，ご確認くださいようお願いします。

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともにお知らせの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後，（212）888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
